鷲 見 等 曜

§ 1 封建社会と農民家族の形態

日本史学界とくに近世史学界においては、封建農奴の家族形態を単婚家族とし、かかる農奴のフラットな結合としての村落共同体を考え、これらを指標として封建社会の生成、発展、特質を測定する強い傾向があるようである。それは、学説の整理においてすら、このような前提が自明のこととされていることからもいえる。たとえば、永原慶二氏の時代区分論がそれである。氏は、日本史における時代区分にかんする学説を整理し、そこにおける理論的問題点として三つの悪しき傾向を指摘する。その第一は「当該社会における基本ウクラードの性格如何という問題から、直線的に社会構成の性格規定をみちびきだす傾向」であるとし、つぎのようにのべる。

石母田が「地域的封建制」を、日本封建制の完成像として念頭におき、 安良城が、単婚小家族のみを「農奴」と規定するのは、封建制の基準をあ まりに典型的なものに求め、特殊的側面について十分の考慮を払わないた めともいえる。

と。ここでは典型的な農奴は単婚小家族であることが、自明のこととして認められている。はたしてこれは自明の原理であるかどうか、もっとも明確な形で農奴―単婚小家族説を主張する安良城盛昭氏の所説をよりどころとして、疑問を提出してみたい。

安良城氏は「農奴制を一定の生産力段階に照応する一定の生産関係と理解

することにより、一定の生産力段階を表示するものとして、封建社会における小規模農民経済―単婚小家族自営農民、一定の生産関係を表示するものとして、農民の人格的隷属、土地緊縛規定を重視した。」とした上で、農奴―単婚小家族自営農民説の根拠をあげる。すなわち、

- ① 複合大家族制は、一つの再生産単位―労働主体たる家族を、複合大家族として再生産して行く血縁組織原則を有するのであり、かかる血縁組織―原則の存在は、一方においては前封建的関係を示すとともに、他方においては、再生産単位としての複合的大家族を形成しえない没落農民を、奴隷もしくは奴隷的隷属生産者として支配する条件を必然化している。
- ② 再生産単位—労働主体としての家族の一定の歴史的形態が生産力の一定 の発展段階を表示していることは、エンゲルスが明示しており、また徳川 時代の家族形態の研究は、両者の間の一定の照応関係を示している。
- ③ そしてヨーロッパの封建社会では、農奴の家族形態は単婚小家族である。 の三点である。

疑問の第一は、血縁組織原則の存在は前封建的関係を示す、との前提である。「前封建的関係」、「複合家族」、「血縁組織原則」の概念規定がなされていないから、論を進めにくいが、「血縁組織原則」については、種々の人間関係が血縁関係および血縁的擬制によって組織される原則、とでも解しておこう。そうすると、血縁家族が血縁的「擬制」によって組織されることはありえないから、「複合家族」は、当然に非血縁者を内に含んだもの、すなわち名子、被官等をもつ家族に限定されてくる。たしかに、種々の人間関係がこのような擬制のみをもって、あるいはそれを基本として、組織されるならば、そのような関係は封建的関係とはいえないであろう。しかし問題は、そのような擬制が当該人間関係形成、存立の基本であるかどうかにあるのではないか。氏も用いる「擬制」という言葉自身が、実体をおおいかくすものとしての役割を暗示している。この点についてはすでに中村吉治氏の指摘がある。ただし中村氏においては、このような家族の内部関係がそのまま封建

的関係であるかあるいは封建的関係にそのまま発展するかのごとくであり, 疑問がある。家父長的大家族あるいは複合家族は、その内部に奴隷制や農奴 制の萠芽をふくんでいるという意味では、やはり前封建的なのであり、しか し同時に前古代的, 前奴隷制的でもあろう。

ここでの安良城氏のもう一つの論点は, 複合大家族が当時における再生産 単位なのであり、したがって何らかの理由によって複合大家族を破壊された ものは、再生産単位を構成しえないから、他の複合大家族に従属して生きる ほかはなく、その場合その従属は農奴的、小作的従属であることはできず、 必然的に奴隷的従属であるほかはない、というのである。事実の問題として は、たとえば峰岸純夫氏は、安良城氏も例証とした安芸国在庁田所氏正応2 年譲状について、没落した名主が自己経営を留保したまま小作的従属に入る 例を示している。しかし論理としては、なかなか打ち破り難い点がある。そ の秘密はおそらく「再生産単位としての複合大家族」という簡単すぎる規定 にある。ここでは複合大家族経営なるものが一個の不可分の労働主体である ことが暗黙のうちに前提にされているのではないか。またこの論で行くと、 中世には下人、名子等を従属せしめない家族は存在しないこととなる。しか し中世史研究の成果の示すところによれば、日本においても西欧においても、 領主の土地台帳にあらわれるような標準的農民以外に各種の破片的ともいう べき零細農民が中世村落内に多数存在し、領主からも標準農民の形成する村 落共同体からもいわば疎外された形で生活し,しかも領主の搾取体系,標準 農民の経営にとって不可欠な労働力として把握されている。この両種の農民 は、領主に対する負担においても、村落共同体的権利(農業の再生産条件) においても異なる以上、再生産単位としての規模も内部構造も異なるはずで ある。「再生産単位」なるものはいつの時代においても階層によって異なる ことを無視するところに,氏の論理の強固さがあった。

第二の疑問は、「再生産単位―労働主体としての家族」云々の命題であり、 これは第一の問題と関連する。まず「エンゲルスが明示する」とあるが、エ

ンゲルスがどこでどのように明示したかを述べるのが親切であろう。なぜならばエンゲルスの家族論の解釈は必ずしも一様ではないからである。すなわち氏は家族を再生産単位一労働主体として捉えているが、エンゲルスが「一方では労働の、他方では家族の発展段階」が社会制度を制約すると述べていることとどのように関連するのか。少なくともここでは「家族形態が生産力の発展段階に照応する」と述べているようには読めない。むしろ家族は上部構造にも下部構造にも属する複雑な存在としてこそ把握しているのである。

第三の疑問は、ヨーロッパにおいても、封建農奴ははたして単婚小家族であったかどうかである。大石慎三郎氏によれば、安良城氏は「封建社会の基盤たる小農経営が何故単婚小家族小経営でなければならぬかの論理的必然性は、現在のところ解明されていない。ただ西欧封建社会においては、事実上そうであるということが事実の問題として確認されている。」と述べているようである。では、はたしてそれは「事実」であったのか。

西ヨーロッパ封建社会の農奴が「事実の問題」として、単婚家族であった例として、安良城氏はエンゲルスを引合いに出してつぎのごとくのべる。

エンゲルスは、かの『起源』において、ゲルマン社会の農奴制の形成を、かの著名なサン・ジェルマン・デ・プレ修道院における賃子帳を分析しつつ明らかにしているが、そこで農奴の前身として捉えられているコローヌス(自由民の系譜を引く)は、基本的に単婚小家族に外ならない。

と。では、そのサン・ジェルマン修道院の農奴はいかなる家族形態をもっていたか。西洋史家橡川一朗氏は、当時の農民の家族形態につき、大要つぎのごとくのべ、サン・ジェルマン修道院の農奴についてもふれている。

- ① 中世後期の農民土地保有は、むしろ分裂フーフェないし小フーフェ制を 基礎とする。
- ②かかる現象については諸説がある。
 - 1. ブロック説―サン・ジェルマン修道院賃子帳で、 $1 フーフェを 2 \sim 3$ 家族が共有する事例から、「家族共同体」が、家父長的大家族制と、そ

れを維持せんとする国家権力および領主の利害という阻止的要因を破って分裂の方向にむかい,個人主義的単婚家族制が早く勝利を収めるところでは,フーフェの分裂が進行する。

- 2. ペラン説—9世紀には、フーフェはすでに数家族により事実上分割されていたのが、領主の力が後退した時期に、分裂が表面化した。
- ③ 13世紀の農民保有地の零細性を,9世紀の完全フーフェ制と比較するとき,完全フーフェが相当大規模であったことを,みとめざるをえない。かかる大保有地が,単婚家族の家内労働力だけで耕作しえたとは考えられない。すなわち小規模の奴隷所有があったと考えざるをえない。

大要以上のごとくである。すなわち,橡川氏によれば, $9\sim10$ 世紀の農民は一般に奴隷所有者であり,その奴隷の上昇と農民の分裂により,農奴制が展開する,のである。また当面の農民家族形態は,9世紀以来一貫して単婚家族である。ここではつぎの2点を指摘したい。

- ① サン・ジェルマン修道院および当時の農民の家族形態は、橡川氏の紹介によれば、ブロック説では、数家族の家族共同体(先述の複合大家族に相当しよう)によるフーフェの共同保有であり、ペラン説では、小家族による事実上の分割フーフェ保有であり、したがって大家族共同体的紐帯はなお存続する。またヴェリエストは、大家族による保有を推定している。すなわち西欧の学説においても、9~10世紀の農民は、かならずしも単婚小家族形態をとってはいない。
- ② 9~10世紀の農民は、橡川氏によれば、単婚家族の奴隷所有者であり、 安良城氏によれば、奴隷をもたないはずであって、一致しない。 エンゲルスを引合いに出しての、安良城氏の「事実」は、かならずしも確 乎たるものではないようである。

では、その後の西欧封建社会の農奴は、いかなる家族形態をとったか。篠塚信義氏は、 つぎのごとき $G\cdot C\cdot Homans$ 説を紹介して農奴=単婚家族説に反対している。

- ① 13~14世紀のマナーの農家経営は、1)保有者の直接家族たる妻と子供、2)両親と未婚の兄弟、姉妹、3)独身の奉公人、4)家族持ちの奉公人など複雑な要素をふくみ、単婚家族労働力のみによる単純な経営ではない。しかも2)の未婚の兄弟、姉妹は、家父長の強い監督下にあり、結婚さえ許されない隷属的な地位にある。また3)、4)の奉公人も単純に契約的とはいえない。
- ② 当時のイギリス農民の家族は、stem-family と joint-family に分けられ、後者は Kent, East Anglia などの東南部および Wales に見出されるもので、子供は土地を共同で相続し、共同の家に住むか、あるいは隣接したいくつかの家に分かれて居住する血縁集団である。前者は、中部、イングランド南部に見出されるもので、土地は単独相続され、非相続人は未婚のまま相続人の家に留まっているような家族であり、これが①の家族形態である。

すなわち Homans 説によれば、13~14世紀におけるイギリスの農民は、 直系家族と傍系家族の相異はあるが、家父長的大家族制をとっている。さら にフランスについては、木村尚三郎氏の紹介がある。すなわち、

一般に中世フランスの農業経営は、現実において多かれ少なかれ大家族経営の形態をとっていた、とされている。すなわちそこでは、農民保有地はもちろんのこと、動産ならびに新規取得財産は、事実上大家族の共有であり、この家族共有財産の上に、両親、子供たちとそれぞれの配偶者、そしてかれらの孫などからなる家族共同体が形成されていた。農業経営の事実上の主体は、この家族共同体そのものであり、家族構成員はそれぞれ、家族財産の「共有者」としての資格を有するにすぎない。もちろん一保有地の保有者は、つねに特定の一個人であるが、かれはあくまでも財産共有家族共同体の、そして領主賦課負担上の名儀人、代表者でしかないのである。と。そして氏は、かかる関係が大革命まで存続したことを指摘し、法文諸史料がこの大家族共同体の存在そのものについて、通常これを語らない理由と

して,1)封建社会では,領主は大家族共同体を容認し,利用しながらも,権 力支配秩序の実現と維持、領民の把握のためには、被治者、担税者を、つね に個人の形式で明確化しておく必要があった。2)貨幣経済の展開につれ、一 つの所有権の主体はただ一人という「一人一権主義」が要求され、この商取 引に介入し、その保護、規制権者たらんとする政治権力者にとっても、「一 人一権主義」が要請された、との2点をあげている。この木村説の後半は、 日本の太閤検地論にも参考になる点があるが、それはさておき、13~4世紀 以後の西欧においてすら単婚小家族説は論証の余地なき「事実」とはいえな いことを知れば十分である。われわれはむしろ封建農奴は基本的に、内部に いくつかの小家族をふくむ大家族である、といった方がよさそうである。そ してかかる家族構成と前近代的土地所有との間に密接な関係がある, と思わ れる。

にもかかわらず単婚小家族説が根強い理由の一つは, マルクスの封建農奴 論にあるのではあるまいか。それについてその所説の若干を引用すれば, つ ぎのごとくである。

- ① 封建領主の権力は、いずれの主権者の権力とも同様に、自分の土地台帳 の長さにではなくて自分の臣下の数に立脚しており、そしてこの数は自営 農民の数に依存していた。
- ② 小規模の農民経済と独立の手工業経営とは、一方では封建的生産様式の 土台をなし, 他方では該生産様式の解消後に資本制経営と相並んであらわ れるものであるが、それらは同時に、本源的東洋的な共同所有が解消した 後の、そして奴隷制がまだ生産を真実に征服しない前の、最盛期における 古典的共同体の経済的基礎をなす。
- ③ 労働者が自分の生産手段を私有することは、小経営の基礎であり、そし て小経営は、社会的生産の、および労働者自身の自由なる個性の、発展の ための一つの必要条件である。

これらは、いずれも著名な文章であり、あえて引用するまでもないところ

であるが、注意したいのは、マルクスは、封建農民を「自営農民」「小規模の農民経済」「小経営」と規定しているのであって、単婚小家族農民と規定しているのではないことである。逆に、②の最盛期の古典古代の小規模農民が、奴隷を内にふくむ家父長的農民であることは、周知のところである。しかしここで基本的に重視されているのは、農奴がいかなる家族形態をとるかではなく、かれが自ら経営を営む農民であることであろう。なぜならば、封建社会の発展の原動力は、封建農奴の独立自営農民への発展と、そのための闘争にある、と考えられるからである。この点についてマルクスは、③の文につづいて、

だが、それが(小経営が一引用者)繁栄し、その全精力を発揮し、適当な典型的形態をとるのは、労働者が、自分自身の使用する労働条件一農民ならば耕耘する畑の、手工業者ならば彼が老功者として取扱う用具の一自由な私有者たる場合のみである。

と述べている。すなわちマルクスは、封建農奴が自由な「独立」自営農民に発展することを述べている。農奴は、基本的生産手段たる土地を領主に奪われることによって、経営の「自立」と充実、生産力の発展を妨げられている。だからこそかれは、生きんがために、この領主的所有の制約と闘う。封建地代を減少させ、封建諸制限を緩和させることによって、自己の経営を充実させ、さらに剰余労働を手許に保留せんとする。それは単なる耕作の事実、耕作権、保有権等を、しだいに所有権に接近せしめることである。かかる闘いこそが封建社会の生産力を増大させ、封建社会を崩壊にみちびく原動力であろう。もし農奴の「自立」をこのように解してよいならば、封建領主が上から、生産力確保のために、農奴の「自立」を促進し、生産諸条件の整備に奪闘することを説く理論は基本的にうけいれがたい。かくて、封建農奴の経営の「自立」度には、無数の段階がありうるのであり、それに規定されて経営形態一家族形態はこれに規定され、さらに諸他の社会的条件にも規定される一にも無数の段階がありうるであろう。これらを包括しうる概念は、「小

農民」「小経営」「自営農民」等でしかありえない。「独立自営農民 = 「自 立」農民はその最終形態である。「小」とは領主的大土地所有に対して相対 的に小であることを意味するのではないか。このように解するならば、マル クスの小農民概念は決して単婚小家族を意味しない、と思われる。

以上のように封建農奴=単婚小家族説に疑問を提出するならば、このよう な説にもとづいて構築された幕藩体制構造論や成立論も再検討を要するであ ろう。それは本稿の対象外であるが、こうした構造論としてよくまとまった 大石慎三郎氏の所説を一例として検討してみよう。

大石氏は, 単婚家族小農民が自立して再生産しうる社会的条件として, つ ぎの5点をあげている。

- ① 生産の場としての農耕地,さしあたり田畑1町歩前後の存在。
- ② 生産要具~型・鍬・鋸・斧等の存在。
- 灌漑排水設備によって用意調整された水の存在。 (3)
- 固定農圃の地力維持のための刈敷とその採取場の存在。 (4)
- ⑤ 平和。

そして、①は③④と結合することなくしては耕地たりえず、③は小農民の 自力では調整することが不可能であって,ここに封建領主による支配,収奪 の構造的根拠があった。すなわち、戦国大名や近世大名は、荘園領主や小土 豪では考え及ばなかったような大規模な土木工事と用排水設備の実施によっ て、小農民の自立を可能ならしめ、それによって耕地を拡張し、より多くの 農民を収容する可能性をつくって,小農民を自立せしめた。また①は④と結 合せねばならないが、小農民は自己の耕地内に採草地をもつことができず、 それを入会の形でもつため、入会をめぐっての共同体相互の紛争を調停する ものとしての大名領主権力が、構造的に必要であった。大要以上が大石氏の 所論である。若干の疑問を提出してみる。

その第一は、①~⑤は、単婚小家族小農民の再生産条件ではなく、「田畑 1 町歩」云々を除けばおよそ日本の農民の再生産条件であったものであり,

かかるいわば一般的条件から具体的・歴史的な社会、権力の構造を導き出す ことはできない、と思われることである。 灌排水設備についていえば、農民 が $2 \sim 3$ 人の小家族であろうと $20 \sim 30$ 人の大家族であろうと、1 家族をもっ てしては, 大河川からの引水や溜池の築造は, 不可能である。逆に自然湧水 や小河川を利用しているかぎり、大領主権力がなくとも、家族の規模にかか わりなく農業は可能であろう。刈敷採取についていえば、山野に無主の未墾 地があれば,家族の大小にかかわらずそれを利用しうるであろう。大河川か らの引水が必要になったのは、自然湧水や小河川への依存が不可能になった からであり、後者は耕地拡張の結果であろう。山野の入会的確保が必要とな ったのも、やはり耕地拡張の結果無主の未墾地が狭小になったからであろう。 溜池の築造のごときは、律令国家以来の問題であり、山野の占領によって農 民の再生産条件を支配し、搾取を確保することは、大小領主の不断の努力目 標であった。農民は「自立」のために、かかる支配と抗争したはずである。 大河川の支配や, 入会紛争調停を権力の基礎とする必要の起こってきたのは, おそらく中世末の具体的条件であった。それは、農民の「自立」を抑制する 新たな権力を必要とした。大石氏の論理は、顚倒しているのではないか。

ここで気がつくのは、大石氏は幕藩体制の構造を論じているのであり、幕 藩体制の成立を論じているのではないにもかかわらず、あたかも成立の必然 性の論証にもなっていることである。構造論批判は、すでに朝尾直弘氏によって展開されている。朝尾氏は、大石氏も安良城氏もともに、変革主体ぬき、 矛盾ぬきの構造論であるとし、「変革主体の問題を理論的実証的に組み込むことによって、幕藩制構造論を再構成すること」を提唱した。全く同感であるが、蛇足を加えるならば、上掲の大石氏の構造論には、封建領主による小農民の再生産条件の整備、入会紛争調停等の機能の重要性、必要性、したがって大名権力の必然性が強調されている。一般に封建領主がこのような勧農機能をもつことは周知のところで、あえて異とするに足りないが、国家あるいは領主権力のこの機能面だけを取り出してその性格を論ずるならば、それ は機能主義にほかならない。矛盾ぬきの構造論の秘密はここにあるのではないか。すなわち構造とは、各構成要素の機能的相互関連の構造でもあるから、構造論は必然的に機能主義の危険をそれ自身に内包している。そして諸構成要素は整然と配列されることによって「合理的」に理解される。「自立」論はこのような構造論が農奴=単婚家族論を軸としてそのまま成立論に転化したものではあるまいか。

以上封建農奴=単婚小家族説は自明の根拠をもつものではないこと、この 説をマルクスの小農民や自営農民の概念で根拠づけるべきではないこと、家 族概念と経営概念を区別すべきこと、したがって単婚小家族の成立=「自立」 を指標として, 封建社会の成立を論ずべきではないこと, などを論じたつも りである。では封建農奴の家族形態はいかに理解さるべきであろうか。私は 農奴の家族は,一面において単婚小家族であり,一面において単婚小家族を 内包する大家族でもありうると考えてみたい。エンゲルスが、一夫一婦制家 族の起源を私有財産の成立に求めたことは間知のところであり、エンゲルス に依拠するならば氏族制の崩壊以後はすべて一夫一婦制でなければならない。 そしてエンゲルス以後の社会学、人類学の主流も一夫一婦制をもって人類の 超歴史的、普遍的家族形態であるとしている。そしてその何れの説も社会的、 経済的, 政治的あるいは文化的諸条件によって, かかる単婚小家族が相互に 結合して拡大家族を形成するのを否定してはいない。また実証的研究の諸成 果は、むしろ一つの社会における単婚小家族と拡大家族の併存をこそ示して いると思われる。家族が単に人間の生物的生存形態ではなく、社会的な生存 形態であり、社会的、階級的規定をうけるからである。かく考えるならば、 封建社会は小経営農民が成立し、しかもかれらが相互に支配一隷属関係をふ くむ結合を形成してのみ安定して再生産を行ないうるような、生産力段階に あるものと考えられ、したがってここでは小家族が孤立して存在することも 不可能ではないが、むしろその補充物として各種の結合熊―共同体をもつの が常能ではなかろうか。複合家族といわれるものも、村落共同体もこのよう

な共同体であり、複合家族が村落共同体を形成する場合も、単婚小家族が村落共同体を形成する場合もありうる。複合家族は血縁関係にある小家族によって構成される場合も、非血縁の、没落した小家族や弱小小家族を従属せしめる場合もありうる。後者の場合の従属家族は、個別経営の可能性を基礎としているかぎり奴隷ではありえない。独身の下人は奴隷といってもよいが、やがて家族と若干の生産手段をもつのが原則であろう。日本においては、とくに農繁期における労働力確保のために複合家族が要請され、領主はかかる農民を標準的農民として編成し、孤立した不安定な小家族農民は、いわば等外の農民、封建的半プロレタリアとして利用したであろう。単婚小家族がそのものとして自立しえたのは、資本が一切の農民的共同体を破壊し、裸の自由な労働力として「自立」せしめた産業革命以後のことではなかろうか。

註 (1) 永原慶二「時代区分論」(岩波講座『日本歴史』別巻 I)

- (2) 永原氏自身の農奴家族説は、ややあいまいであるが、やはり単婚家族説である。すなわち氏は、「日本における農奴制形成史の若干の論点」(『歴史学研究』 242号)においては、「私は農奴―単婚小家族説に固執せず、家族形態について家父長複合家族であっても差支えないと考える。」と述べているが、その註においては、「ただし、農奴制の形成が進展した場合、家父長制家族は生産力の向上にともなって、必然的に単婚小家族に分裂していく。その意味で農奴のもっとも純粋な形態は単婚小家族というべきであろう。 吉岡昭彦氏の前掲書は、封建社会の原理論をとり扱った卓越せる論文であるが、ここでは農奴は単婚小家族として規定されている。……私は封建制成立期の分解法則は、家父長制複合大家族経営体の領主と農奴への分解と考えて以下の行論を展開する。」といっている。やはり農奴―単婚小家族説であろう。
- (3) 社会経済史学会編『封建領主制の確立』安良城補論。
- (4) 中村吉治「石高制と封建制」(『史学雑誌』69編の7号8号)
- (5) 安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提」(『歴史学研究』163号)
- (6) 峰岸純夫「中世社会の階級構成」(『歴史学研究』312号)
- (7) 大石慎三郎「幕藩体制の社会構造」(『歴史学研究』242号)
- (8) 橡川一朗「農奴制の成立と農奴身分の問題」(『史学雑誌』62編の1号)なお,同氏「フランス封建制の変遷過程」(『社会経済史大系II』)にも。
- (9) この論点は目新しいものではない。 たとえば平城照介「農奴身分と農奴解放

をめぐる二三の問題」(『史学雑誌』63編の11号)

- (10) 篠塚信義「マナー社会と雇傭労働者」(『史学雑誌』72編の3号)
- (11) 田中裕「中世農業の諸類型とその展開構造」(『社会経済史学』22巻の4号5 号)によれば、この血縁共同体の内部では均分相続が支配的に行なわれている。 またこの家共同体の内部には「個有の不自由民乃至は奴隷層」 が存在し, 「族 長の館の廻りに住み、 諸種の労働に従事している。」 そして 「族長は奴隷扶養 が不便となれば、小量の土地(5エーカー内外)を給付し、これを解放する。」
- (12) 木村尚三郎 「フランスにおける近代的土地所有権の形成過程」(『史学雑誌』 74編の8号)
- (13) マルクス『資本論』 1 巻24章。
- (14) 同上 1 巻11章注24。
- (15) 同上 1 巻 24章。
- (16) この点については戸田芳実「平安時代社会経済史の課題」(『歴史学研究』234 号)がより詳細に論じている。
- (17) 大石慎三郎前揭論文。
- (18) 朝尾直弘「日本近世史の自立」(『日本史研究』81号)
- (19) 「対偶関係では、群はすでにその最終の単位、二原子からなりたつその分子、 すなわち一人の男と一人の女にまでひきさげられていた。」「それは(単婚は一 引用者) 自然的条件にではなく,経済的条件にもとづく,すなわち原始の原生 的な共同所有にたいする私的所有の勝利にもとづく, 最初の家族形態であっ た。」「一夫一婦は文明社会の細胞形態であって」等々(エンゲルス『家族、私 有財産,国家の起源』)
- (20) エンゲルスの『起源』には、これに相応する概念はない。世帯共同体、家族 共同体, 家父長制家族等があるが, これらは「母権家族から個別家族にいたる 中間」「対偶婚から単婚への過渡」等と規定され、歴史的段階を異にする。た だし「群婚から発生する母権家族と近代社会の個別家族とのあいだの過渡段 階」「母権的な共産主義的家族と近代の孤立的家族との中間段階」 と規定する ばあいもあるが、真意は前者にあると思われる。 ここでの主たる関心は私有財 産と婚姻との関係であろう。「複合家族」の用語そのものが近代の核家説的発 想を考えさせる。

§ 2 徳川初期の農民家族形態と経営

以前に私は、太閤検地帳に記載された多数の小農民は、かならずしもいわゆる「自立」した農民ではなく、内部に支配―隷属関係をもつ小族団協同体(当時それを惣領制と表現した)の構成員であることを実証し、さらにこの協同体内にふくまれる名子、被官的関係は、奴隷制的関係というよりは地主―小作関係に近いものであることを実証した。その後研究の中断によって、より以上の見解の進歩がないのであるが、若干の補足を行なってみる。

1. 家族と経営

近世初頭の農民家族についてもっとも包括的に述べたものは、宮川満氏と 脇田修氏の著作である。宮川氏の主張を要約すると、

- ① 室町期の基本的農民たる新名主は、家父長の兄弟姉妹、庶子、名子、被 官等の農奴的小農民を従えて夫役経営を行なった。
- ② これら小農民は、しだいに独立し、別居別財別カマドのヘヤ住に成長したが、戦国大名はその独立化を阻止したので、むしろ同居同財のヘヤ住が多かった。これらを強力に分解し、単婚家族自営農民を広汎に成立せしめたのは、太閤検地である。
- ③ しかし独立した小農民は、独立再生産の困難によって、なお別居別財別カマドのヘヤ住にとどまった。

と。同じ「生産力」が戦国時代には小農民の自立を可能にする程高く,太閤 検地前は小農民自立を不可能にする程低い,というのは理解しにくいが,結 論として,幕藩初期は小家族農民の「自立」が不可能な生産力段階であった ことになる。

脇田説の概要はつぎのごとくである。

- ① 戦国末の基本的経済関係は、庄園領主・戦国大名―名主(直系家族の小農民経営)であったが、名主の分化により、副次的ウクラードとして、農奴主的地主―被官関係、すなわち在地小領主制が成立し、両者が併存した。
- ② 太閤検地は、主要ウクラードの破砕に主眼をおいた。在地小領主制は、 一般的には否定したが、副次的であり、農奴主が百姓に転化するかぎり、

被官関係は放置した。

③ したがって近世初頭の農民は,基本的に直系家族中心の小家族経営であ り,下人は奴隷であるが,それは近世農業経営に対応した労働力であって, 血縁家族+下人の経営は,家族自営とみてよい。

と。ここでは、すでに戦国時代から単婚小家族農民が安定した「自立」経営を行ないうる生産力段階にあったことになる。これらの論文の主眼は太閤検 地論にあって、家族論ではないが、とにかく幕藩初期の家族形態について、 大きな認識の相異がある。

私は小農民の族縁的結合を考えているから一般的結論としては宮川説に賛成であるが、当時の家族内の構造、農民経営の実態については、両説と離れる所が大きい。たとえば脇田説を引き合いに出せば、氏は、寛永21年の河内国碓井村(人口261名)の下人下女45名中家持下人について、庄屋松倉九兵衛家の下人与兵衛、肝煎庄兵衛家の下人与作は、それぞれ2石弱、1石弱の高をもち、九兵衛家の下人喜右衛門は無高ではあるが、いずれも女房が別に1戸をかまえている。したがってこれらは自立した一家の長が下人奉公に出ているのであろうとし、それにもとづき、主家内に家族をもつ下人もそのような自立化の傾向にあるとする。ここでは、①下人と名子、被官とが絶対的に区別され、②隷属的小農民の「自立」の標識が、かれが主家の屋敷内に住むか屋敷外に住むか、あるいは高の所有如何といった形式的表面的なものに求められている。これらの区別、標識、宮川説では「夫役経営」といった概念のより立ち入った実態把握が必要ではないか。その意味で、分地慣行、分割耕作(宛作)、分割相続の相互関係から、当時の家族と経営を考えてみる。

八ヶ岳山麓の信州臼田村承応3年の家族をみると、つぎのことがわかる。

- ① 46名の農民中29名が添屋、門屋を屋敷内にもっている。
- ② ほとんどの農民には「小右衛門子 安兵衛」 「文五郎祖父 八郎兵衛」のごとき注記がある が、これからみると46名相互間には親子兄弟関係は無いとみた方がよさそ うである。しかも当主の兄弟家族をふくむ農民は全くいないから、分家は

添屋,門屋に住んだと考えられる。同じ信州南佐久郡上畑村承応1年人別帳につき宮川満氏は添屋,門屋には弟,甥等が住んだと報告している。

③ 下人をもつ添屋,門屋が計5例あるから,添屋,門屋は本家と別経営をもつ。

上畑村の添屋、門屋について宮川氏は、それらの内若干が5年後の明暦3年検地帳に2-3反の高持としてあらわれることから、本家に夫役労働を提供して隷属していた状態から成長したのである、とする。しかし添屋のなかには検地帳にあらわれるものとして安右衛門(12反余)の弟加右衛門(17反弱)のごときがある。分割相続の例とみるべきであろう。安右衛門、加右衛門間の夫役とは具体的に如何なるものであったのか。また与兵衛(25反余)の子喜兵衛(2反余)のごときがある。一時的分地とみるべきであろう。しかも検地帳に高をもたない子や兄弟の添屋がある。これらも清介(54反余)の添屋喜左衛門(8反弱)が家族5人下人2人をもち、添屋庄次郎(無高)が家族5人下人1人をもつごとく、別個の経営をもっているから、分地をともなわない分割耕作を考えねばならない。臼田村に同じことを考えてもよいであろう。ここでは上畑村の1例を除き、分割相続は一般的でないと考えられる。

古島敏雄氏は、寛永10年肥後藩人畜改帳につき、合志郡では①複合家族が存在せず、②分家が名子として存在する可能性のあることを指摘している。 合志郡原口村についてたしかめてみると、24の農民家族中に、家族をもつ兄弟をふくむものは1例にすぎず、名子数に比して著しく多くの名子家をもつものが存在して、古島氏の推定を裏づける。 分割相続は庄屋孫右衛門(50石余)の子吉右衛門(31石余)と太郎兵衛(14石弱)の1例があるだけである。 臼田村、上畑村と同じことが考えられる。

竹内利美氏によれば、信州では寛文 6 年の検地にあたり、それぞれの家に「何右衛門水帳」と称する石高帳を下付した。本家はそれを由緒の根拠としたのであるが、分家同志は「相地組中兄弟仲間」とよばれ、分家の際には本家持高の $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{3}$ をもらい、五人組とは別に相地組として貢租上納の連帯責任

をもったという。兄弟仲間の分割耕作とみられるもの、および寛文期における分割相続の普及が推定される。著名な会津若松幕内村の例では、たとえば長谷川美濃(98石余)の高は、寛文以前には2つに分かれただけであるが、寛文5年4つに分かれ、元禄にかけて9つに分かれる。これらはいずれも後進地に属する。これに対して先進地では明暦2年の岡山藩令につぎの文がある。

百姓口数多田地少飢人と罷成,其本第一父子,兄弟,親をおろそかにして一所に集事をいとひ,別屋敷,別所を好み,田畠を分候故に,当年世の中能候間,一入左様之者可有之候条,所帯を分候義堅く無用可申付候,兄懸りの弟,親掛りの子供成人仕,妻子を持可申年ニ成候ハバ,部屋を作り,或は仕切,さしかけなどにて,朝夕一所にて給べ,我人の隔仕間敷候,一家之内ニ住候者,親子,兄弟ハ不及申,伯父,甥,従弟ニ至迄,田地ハ我が田地の如く所帯ハ我所帯の如く,互ニ慎助可申候……只今迄別所帯仕候ものども迚も身体難成様子におゐてハ別家を崩し部屋に合し……只今より後ハ所帯を分け可然もの有之候ハバ郡奉行代官等寄合遂吟味己来未進仕間敷候

と。ここではすでに分割相続が行なわれており、そのために没落農民が増加 し、領主は、一族が同じ屋敷内の部屋か小屋に住み、経営は別でも相互に緊 密に助け合う状態に復帰せしめんとしている。

以上によって幕藩初期の農民については、分地、分割耕作(宛作)、分割相続を考えねばならぬことがわかる。ではその相互関係はどうか。分割相続は古来からの農民の慣行であるが、くりかえし分割相続を行なうことは不可能であるから、それは限定されて行なわれたにちがいない。寛永以後にそれが顕著に普及するのは、商品経済の浸透、生産力の向上等、小家族の分立、安定的自営の可能性が格段に強化したからであろう。それまでは家父長は家族や下人に少量の土地を分与し、残る部分を直営地と分割耕作(宛作)にあてたものと思われる。峰岸純夫氏は、中世地主の直営地が主として下人等に宛作されたことを主張しており、以上の私の所見と一致する。もちろんこれ

だけでは中世農民や近世初頭の農民の家族、経営の具体相が明らかになったとはいえないが、いわゆる複合家族の内容が小経営の複合的性質をもっているとはいえるであろう。それはまさに惣領制的とでも表現すべき形態である。そして最先進地とはいえない和泉国豊田村文禄の検地帳にすら分割相続とみられるものが大量に見られる点からすると、少なくとも中世末の畿内では単婚小家族経営分立の可能性が成立していたものと考えてよい。もちろんそれによって小経営相互の緊密な結合が不必要となるわけではなく、新たな族団的結合が生ずるのであるが、農民分解の速度は岡山藩の例のごとく急速化するものと思われる。

2. 下人について

旧稿において私は、家内奴隷としての下人が、ある歴史的段階にコローヌスとしての名子、被官、ついで自営農に進化するものではないことを主張した。最近峰岸氏は、同じように奴隷としての下人もいるが、中世下人の多くは家族と小経営をもつ農奴であるとしている。しかしこれを「農奴」と規定してよいかどうかについては、なお疑問をもつ。大和国平群郡窪田村石田家文書につぎのごときものがある。

(プ)一. 助四郎 同入道 三日 十五日 一. 孫九郎 同とら 六日〈れハ三日 十五日 一. 与三郎

右之日数無相違御奉公可仕候間可然様=御詫言候て可被下候若此上偽相 違候儀於有之者起請を以申上候

日本国大小神義, 可被蒙御罸者也仍如件

慶長十一 助四郎 五月十九日 孫九郎 与三郎

法印様 (他略)(イ) 乍恐口上 大和国 甚二郎

一. 拙者普代相伝之被官十三人御座候此内七人ハ我等所ニ不断相詰奉公住 候残六人ハはんた村ニ家をもたせ置一ケ月ニ十五日廿日ツ、かよひ仕候 て奉公仕候然処ニ右之七人の不断つめ候て居申者共三月十日之夜はし里 候てはんた村へまいりはんた村在之六人ものと同心仕私手前普代之き、 里を只今きり申候てはんた村之百姓ニ罷成べきと則其代官関理右衛門殿 と申仁相たのミ何かと申不罷帰候私事ハ平群郡之内ニても一かと田地か かへ申百姓ニ候へハ右之下人無之候てハ耕作も不罷成御事候間あはれ被 仰届御引返し候て被下候者可忝存候惣別百姓之被官人ハ幼少之時ゟやし ないにて又ハ少ツゝにても以代物かいとり譜代ニ仕少分之給米をくれ候 ていつれも私ニ不限た様へもめしつかい申候

(方)(イ)は関連した文書である。先にみたように、譜代には「不断相詰奉公」のものと「かよい」(ここでは川をへだてた隣村吐田村に住んでいる)の家持とがある。下人は幼少の時から養うか買い取る。この点奴隷的であるが、かれらには一定の「きゝ里」=「期切り」すなわち年季があるものとみることができる。その年季後「少分之給米」やここには見えないが給田を与えられ、家をもらって「かよい」の譜代になるのであろう。文章があいまいであるが、おそらく「かよい」の譜代は、月に15~20日の夫役提供のほかに、他家にも働きに行く。すなわち下人→家持下人→譜代別家のコースが存在し、「自立」は予定されている。かかるコースは従弟や商家の丁稚にもみられるし、西欧社会にも似た例がある。しかも別家した譜代は、その労働日を15~20日に限定され、主家以外へも日雇、小作として出かけることができる。年季奉公人、小作人、下男下女の性格をあわせ持っている。したがってつぎのごとき年季奉公は例外ではないと考えられる。

一書申上候我等当御年貢米ニつまり申候間,米壱石弐斗しやく用申候其し ち物ニ我等むすめむめと申物いのとしるさるの十二月まで拾年の間あつけ 申候間御つかい被成其すき米返弁仕次第ニ御返し候て可被下候(下略)

慶長拾五いぬの十二月十三日 与左衛門(花押)

口入弥 介(花押)

清右衛門殿まいる

(河内新町村塩野家文書)

これは明らかに10年季質物奉公人である。泉州豊田村慶安2年の指出によれば、小谷の下人37人中10人には出身町村が記してある。おそらくこうした年季奉公人である。同村の下人が寛永以後増加し、それが寛文頃すべて家持となり、単独の下人がいなくなるのは小作人化したからと考えられる。それはこの村で分割相続が最も盛行していた時期でもある。

下人のこのような性質をそのまま中世にまで引き上げることはもちろん問題であるが、それが幕藩初期に突如現われたのではなく、中世下人の変貌であることは争えない。大山喬平氏によれば、鎌倉初期の散田作人は荘園領主散田や名主散田を耕作し、それに雇傭されることもあった。散田作人と当時の下人との関係には論及されていないが、この散田作人、いわば最下層の前期的プロレタリアにはもう一つ名主級農民の下人として身分的にはより低く不自由であるがより安定的な(たとえば共同体的諸権利の関接的利用)生き方があったとは考えられないであろうか。もしこのような考え方が許されるならば、下人は隷属小作の一種であり、その特徴は血縁的擬制により地主の家父長的、家共同体的経営に包摂されていることにある。したがってそれはいわゆる「前封建的関係」であって、下人は奴隷でも農奴でもない。それを奴隷または農奴と規定しうるのは、家父長的経営が直営地を拡大し家産的支配を行なうに至った特殊のものについてのみであろう。下人は近世小作人に転化して行くのであって、近世農奴に転化して行くものではないと考える。

かくて幕藩初期の先進地では、中世的小作人の近世的奉公人、近世的小作人への明らかな転化が見られる。そしてかかる過渡的な下人を所有する農民は少数の上層に限られていることは、信州臼田村承応の例において、46名の全農民中1町以下は8名、残る38名中33名が門屋、添屋または下人を所有する状態とはいちじるしく異なるのであって、その後における小作制展開の差

との関連において注目すべきであろう。(なお臼田村では門屋, 添屋, 下人に編成されず, 「是者屋敷不持ニ付下畑内ニ家作リ罷在有リ」と記される農民が6名あり, 等しく村民とされていることは注意すべきであるが, 今は視野の外におく。)

3. 初期の小作制

徳川初期の地主―小作関係は、名主―名子または名主―作人の関係であり、ともに中世的なものの残存である、とするのが安良城氏や宮川氏の説であった。それに対し高尾一彦氏は早くから近世的な地主―小作関係の存在を指摘し、私もそれに同調した。その後脇田氏は、当時の小作は、一方では被官小作であり、他は小作人が村内各層にひろがり、有力農民もふくまれるから、過渡的性質のものであるとし、小作料の低率を主張した。過渡的性質については異存はないが、その論拠には若干の疑問がある。まず高持の小作が多いことであるが、泉州豊田村の寛永21年の高持小作人分布をみると、表のごと

20~30 石	2 人
15~20	2
10~15	8
$5\sim 10$	3
$3\sim 5$	2
$0\sim 1$	1
= +	19
	1



くであり、中農が多い。しかし10石以上小作の例として市右衛門の家族構成をみると、図のごとくであって、(市右衛門夫妻十喜三郎)と(与作夫婦)の二つの経営を考えねばならない。すなわち高10石の市右衛門ではなく、高6石位の市右衛門が小作なのである。与作や喜三郎も小作に出る可能性があり、事実小作人には弟が多いのである。すなわち10~15石層に小作が多いのではなく、10石以下に多いのである。しかもそれは貧農ではなく、後の寄生地主制とは異な

る。小族縁共同体内の小経営の独立性が強くなった段階での小作制である。

つぎに小作料率である。豊田村小谷家慶長10年11月の「万出入覚日記」を 脇田氏は分析している。それによれば、手作分の収穫は米、籾合計58石と13 01束である。小作分は大下以下高持20名から計20・14石、小谷者8名から計 6・134石その他を入れ総計30・029石の収入である。 もし脇田氏にしたがって

当時の小作料がきわめて低率,たとえば20%であったとすると,30石の小作料収入は生産高150石を前提とする。小谷の持高は手作分をあわせて200石余となるが,慶長13年の小谷の持高は95石で,全く不合理である。とすれば小作料は低率ではなかったのであり,かりに50%で,反当収量平均1石5斗とすれば,小谷は約4町の手作と約4町の小作を行なっていたことになる。その手作地は,稲の品種への関心や棉の作付からみても,すでに商業的色彩を帯びているが,同時に寄生地主的傾向も顕著である。そしてその後寄生地主的性格は急速に進展する。

すなわち豊田村では、近世的な小作関係への過渡的形態としての小作関係 が進展しており、同村の名寄帳登録人数が寛永末年に急速に増加することと 併せ考えるならば、それは分割相続の展開に相応するものであったといえよ う。

4. まとめ

封建農奴の家族形態が複合的な、したがって多かれ少なかれ家父長的な大家族共同体でありうる可能性を不十分ながら考えてみた。このような複合家族は文字通り小家族経営体の複合であるから、小家族経営の分立の可能性の増大、なかんずく複合家族に包摂されず、不安定ではあるが独立した前期プロレタリア的農民の成長にともない、内部構造が変化し、ついには分裂する。このような分裂は、日本ではおそくとも中世末の畿内から開始され、17世紀末には全国的に普及するものとみられる。くりかえすがこれによって単婚小家族経営は確立するのでなく、族団的結合は持続するが、とにかく農民的土地所有(保有)の重層性は一応払拭され、領主対農民は一元的に対立するに至る。下人、名子、被官等の近世的小作人、奉公人等への転化もこれに即応する。大和国窪田村の下人逃散はこうした過程の現象であり、この時代にはなお多くの事例が見られる。役屋体制の設定もこの意味で必然的であったと考える。

註 (1) 拙稿「徳川初期畿内村落構造の一考察」(『社会経済史学』23巻5・6合併号)

- (2) 拙稿「幕藩初期の農民経営」(『日本歴史』127号)
- (3) 宮川満『太閤検地論Ⅱ』
- (4) 脇田修『近世封建社会の経済構造』
- (5) 宮川満『太閤検地論Ⅲ』
- (6) 宮川満『太閤検地論Ⅱ』
- (7) 古島敏雄『日本農業史』
- (8) 竹内利美「検地と分家慣行」(『社会経済史学』7巻の7号8号)
- (9) 河合正治『岡山藩』
- [10][12] 峰岸純夫「中社世会の階級構成」(『歴史学研究』 312号) 「室町戦国時代の階級構成」(『歴史学研究』 315号)
- (11) 伊藤鄭爾氏は,奈良町民について, すでに中世末に惣領制的ともいうべき相 続形式から分割相続にもとづく同族団形式への転換があった, とのべている。 同氏『中世住居史』
- (13) § 1 註(11)
- (14) 大山喬平「中世社会の農民」(『日本史研究』59号)
- (15) 高尾一彦「江戸初期の農村構成とその発展」(神戸大学『研究』16号)
- (16) 脇田修前掲書
- (17) 大山喬平氏は、「室町末戦国初期の権力と農民」(『日本史研究』79号)において、中世末の農奴主的大経営の直営地経営が、一般小農民から労働力を徴発することによってその生産力的発展を阻害したとするが、当時の直営地経営の生産力的な面に注意する必要があるし、「小農民」の存在形態がやや不明確であると思う。
- (18) その後和泉国泉南郡熊取村の慶長初年の納帳に同様な小作関係を発見した。
- (19) 峰岸氏は前掲『歴史学研究』論文において、 藤木久志は『戦国法形成過程の一考察』(『歴史学研究』323号)において、中世末における下人逃散を重視しているが、 藤木氏における下人は『御下人』『御中間』とも表現されており、名主百姓か散田作人が領主によって領主直属の農民あるいは武力として編成されたものであり、藤木氏もそう述べているが、 一般農民のもつ下人との差が明確ではない。